

仕 様 書

この仕様書は、千葉県浦安警察署におけるエンジンオイル及びオイルエレメントの単価契約における品質、納入の方法等について、必要な事項を定める。

1 品名、規格及び購入予定数量

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) エンジンオイル（４サイクル・ガソリン用） | ２７０リットル |
| API規格SL以上 | |
| 10W-30 | |
| (2) エンジンオイル（４サイクル・ディーゼル用） | １０リットル |
| API規格CF-4/DH-2以上 | |
| 10W-30 | |
| (3) エンジンオイル（２サイクル） | １リットル |
| JASO規格FC以上 | |
| (4) オイルエレメント（普通車用） | ３０個 |
| (5) オイルエレメント（大型車用） | １個 |

2 契約方法

- (1) エンジンオイル １リットル当たりの単価契約とする。
- (2) オイルエレメント １個当たりの単価契約とする。

3 納入期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

4 納入場所

契約業者の営業所（給油所）とする。ただし、営業所（給油所）は千葉県浦安警察署から半径３キロメートル以内かつ千葉県浦安警察署管内に所在していること。

5 エンジンオイル、オイルエレメント納入の条件

- (1) 営業時間中に店頭で警察車両へ納入を行う。ただし、営業時間外においても大規模災害発生時や、警察における重大事案等の発生時には、納入等の便宜を図ること。
- (2) 契約物品の納入は、千葉県浦安警察署長の発行する「車両燃料伝票」の提示を受けて実施し、納入後は、納入数量を明示した納品伝票をその都度交付すること。

6 請求、支払条件

- (1) 代金の支払いは１か月分を取りまとめて請求すること。この際、請求書に月の初日から月末までの数量を種別、車両別及び日別に整理した内訳書を作成し、千葉県浦安警察署長が発行した車両燃料伝票とともに請求書に添えて請求すること。
- (2) 代金の支払いは、正当な請求書を受理した日から３０日以内に指定された口座に支払う。

第2号様式

オープンカウンター見積書

令和 年 月 日

千葉県浦安警察署長

様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(年間代理人)

入札参加資格決定番号 1 - - -

担当者 氏名

電話番号 ()

下記のとおり見積いたします。

案件番号 物品-280

案件名称 エンジンオイル(4サイクル・ガソリン用)ほか4品目

| 金額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | | | | | | | | | |

消費税及び地方消費税を含まない。

(注) 金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつける。

別紙

内 訳 書

本社の商号又は名称
(支店等の名称)

物品-280 エンジンオイル(4サイクル・ガソリン用)ほか4品目

| 番号 | 品名 | 単位 | 予定数量 ① | 税抜単価 ② | | | | | 金額 (①×②) | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------|------|-----------|--------|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|
| | | | | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 | | | |
| 1 | エンジンオイル(4サイクル・ガソリン用) | リットル | 270 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | エンジンオイル(4サイクル・ディーゼル用) | リットル | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | エンジンオイル(2サイクル) | リットル | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | オイルエレメント(普通車用) | 個 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | エンジンオイル(大型車用) | 個 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 注 1:税抜単価は小数点第二位まで記載できるものとする。
2:合計欄において、1円未満の端数は切り捨てとする。
3:本内訳書は見積書に添付すること。
4:本社の商号又は名称(支店等の名称)は必ず記載すること。
5:合計欄に記載された金額は、見積書に記載された金額と同一であること。